

流山市老人クラブ等活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、流山市内に結成された老人クラブ及び老人クラブ連合会（以下「老人クラブ等」という。）の活動に要する経費の一部に対し、高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動・事業の推進及び明るい長寿社会の実現と、保健福祉の増進などを図ることを目的として、流山市補助金等交付規則（昭和42年規則第14号。以下「規則」という。）に基づき、予算の範囲内において、老人クラブ等に補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 老人クラブ 市内の老人クラブ連合会に加入し、老人クラブ活動等事業実施要綱（平成13年10月1日厚生労働省老発第390号）に基づく活動を行う団体
- (2) 老人クラブ連合会 市内の地域を範囲として、当該地域内の老人クラブ活動等事業実施要綱（平成13年10月1日厚生労働省老発第390号）に基づく活動を行う団体

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、老人クラブ等が実施する、老人クラブ等の活動の推進を図り、高齢者福祉の増進に資するための次に掲げる事業及び運営に要する経費の一部とする。

- (1) 教養の向上に関する事業
- (2) 健康づくり体力づくり事業等健康の増進に関する事業
- (3) レクリエーション事業
- (4) 老人クラブ育成事業
- (5) 地域交流事業
- (6) その他前各号に掲げるもののほか、老人福祉の増進に資すると認められる事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、毎年度の4月1日現在のクラブ数及び会員数を基に次の区分及び式により算出した額とする。

- 1 老人クラブ助成分

3,880円 × クラブ数 × 12カ月

2 連合会分

(1) 70円 × クラブ会員数 + 194,000円

(2) 連合会の運営を維持する為に必要な額を毎年市と協議により決定

(申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする老人クラブ等の代表者は、流山市老人クラブ等活動補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

ただし、老人クラブ連合会の申請に伴う添付書類のうち事業計画書について、別記第2号様式によりがたいときは、別途任意の様式により提出できるものとする。

2 前項ただし書による規定は、第9条の規定による事業報告書の様式についても準用するものとする。

(1) 事業計画書（別記第2号様式）

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業の内容又は事業に要する経費の配分を変更する場合は、速やかに市長の承認を受けること。

(2) 老人クラブ等の名称又は代表者が変更したときは、市長に届けること。

(3) 老人クラブ等が活動を中止し、又は解散したときは、市長に届けること。

(4) その他市長が必要と認めること

(決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、流山市老人クラブ等活動補助金交付決定（申請却下）通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

(変更の申請)

第 8 条 第 6 条の規定による承認を受けようとするものは、流山市老人クラブ等活動補助事業変更申請書（別記第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による流山市老人クラブ等補助事業変更申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、可否を決定し、流山市老人クラブ等活動補助事業変更決定（申請却下）通知書（別記第 5 号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績の報告）

第 9 条 規則第 1 2 条の規定による報告は、流山市老人クラブ等活動実績報告書（別記第 6 号様式）に、次の各号の書類を添えて行わなければならない。

- （ 1 ） 事業報告書（別記第 7 号様式）
 - （ 2 ） 収支決算書
 - （ 3 ） その他市長が必要と認めるもの
- （確定の通知）

第 1 0 条 規則第 1 4 条の規定による通知は、流山市老人クラブ等活動補助金交付確定通知書（別記第 8 号様式）により行うものとする。

（交付の請求）

第 1 1 条 規則第 1 5 条による提出は、流山市老人クラブ等活動補助金交付請求書（別記第 9 号様式）により行わなければならない。

2 規則第 1 6 条第 2 項の規定による提出は、流山市老人クラブ等活動補助金概算払請求書（別記第 9 号様式）により行われなければならない。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 9 月 2 日から施行し、補助金の額は平成 2 2 年度より適応するものとする。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。